

兵庫県公報

平成23年3月11日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 争議行為を行う旨の通知（労政福祉課）	1

告 示

兵庫県告示第274号の2

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成23年3月1日に、川辺郡猪名川町北田原字屏風岳3番地今井病院労働組合執行委員長田中浩一郎から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成23年3月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 事件

今井病院労働組合が主張する次の事項について

賃金引上げ及び一時金の支給、大幅増員、夜勤制限の協定化・制度化、週休2日制の実施に関する要求ほか

2 日時

平成23年3月15日（火）午前0時から事件解決に至るまで

3 場所

今井病院 川辺郡猪名川町北田原字屏風岳3番地

4 概要

全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、保安要員については必要に応じて確保する。